

平成22年6月28日現在

研究種目：特定領域研究

研究期間：2005～2009

課題番号：17083013

研究課題名（和文）中国の法文化の特質、変化、および地域的差異に関する研究

研究課題名（英文） Rethinking changes and regional differences in Chinese legal culture

研究代表者

青木 敦 (AOKI ATSUSHI)

大阪大学・文学研究科・准教授

研究者番号：90272492

研究成果の概要（和文）：

中国、日本を軸とした東アジア海域交流の世界における、日本文化形成過程を、社会秩序形成の主軸の一つである法律に即して再検討することを研究課題として、5年間活動を行ってきた結果、下記のような知見が得られた。(1) 宋代法典は中国法制史上類例を見ない具体的な民事的法律を持つ特異なものであった。(2) 日本の「永仁徳政令」、および初期の武家法『御成敗式目』に見える第8条の知行年紀法などは、宋代『清明集』等に見られる戸令とほぼ同じで、越訴規定も宋代法との関連が予想される。

研究成果の概要（英文）：

During the term of this research, the following facts have been proved. First, the legal culture of the Sung dynasty was unique in comparison with those of Ming, Ching and Tang. Namely, civil laws were not strongly demanded in Ming and Ching when the power of counties was relatively weak, but in Sung there were not a few laws regarding land transaction and property rights. In Tang, the lü was only designed in accordance with equal field system, where private transaction of land was prohibited. Two, some laws in the early times of Japanese Kamakura period are highly probably stemmed out from the Sung laws, especially regarding easement by prescription.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2005年度	3,000,000	0	3,000,000
2006年度	2,800,000	0	2,800,000
2007年度	2,700,000	0	2,700,000
2008年度	2,700,000	0	2,700,000
2009年度	3,500,000	0	3,500,000
総計	14,700,000	0	14,700,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・東洋史

キーワード：法典、北宋、南宋、武家法、健訟、令

1. 研究開始当初の背景

本研究は、研究プロジェクト「東アジアの海域交流と日本伝統文化の形成」において、相応の貢献をするために、宋代を中心とした中国前近代の法制史を専門とする研究代表者・青木敦、中国宋～清代および現代中国法を専門とする分担者・津田芳郎（2009年3月死亡により脱退）、中国法律史料の書誌学的研究を専門とする分担者・王瑞来、日本中世武家法を専門とする分担者・上杉和彦、宋～清代の法と秩序を専門とする協力者・小川快之、ことに中国唐宋の刑事的方面について詳しい海外協力者・劉馨琺らを中心として、東アジアの法文化の変化、地域的差異およびその背景を明らかにするの必要から、組織された。

2. 研究の目的

本研究は、領域研究全体の中で常に問題となってくる地域区分、例えば都市・地域・国家などの名称を冠する区分が、それぞれのどのような特質を持つかということ、法文化に即して具体的に解明することを目的とする。「法文化」とは、近年、法人類学において注目を集めている概念で、社会学的な「法秩序」とは異なり、エスニック・文化ギャップを歴史学的に考える際、より有効である。昨年度に引き続き、これを宋代中国、中世日本、清代台湾などの社会において検討するとともに、日本武家法と宋の法制の間の関係を明らかにする。さらに本年度は、法文化の成り立つ「地域」に関する考察を、重点項目である寧紹垂地域との関連においても、解明する。この部門横断的研究によって、法文化と時代・地域との関連を解明するのが目的である。

3. 研究の方法

研究代表者・分担者・協力者による海外での史料調査・研究交流活動、国際会議への参加など通じて、武家法・特殊民事的立法の行われた宋代法体系・台湾と中国と法文化の差異、といった課題の成果を検証しつつ、広範な学問領域の専門家からの意見を徴集した。さらに商業における法制にかかわる知見をも整理するとともに、重点項目（ロ）に対応した成果発表をこの分野の専門家が多い台北において行い（仮題「地域経済と法文化」）、来年度の成果取りまとめの基盤を作った。代表者はまた東洋文庫所蔵の「宋会要カード」

の利用による宋代民事立法の総まとめ、宋代の基本的制度・法制・文化にかかわる「鶏肋編」資料の研究会における総合討論（土曜日・東洋文庫—予定）、そしてこれらを明清の判牘と比較する作業を行った。この明清の判牘は、国内外に所蔵されているために、本研究の最終目的である法文化の比較検討を行う目的で、台湾中央研究院、東洋文庫、東京大学東洋文化研究所において、確認作業を行った。部門横断的な研究協力によって、本特定領域研究において新たに設定された重点項目の（ロ）、すなわち寧紹垂地域の社会経済的発展の基礎的事実の掘り起こしについては、現地調査部門（環境グループ兼任）の岡元司教授の協力も得た。

4. 研究成果

（1）「宋代法は例外か」という近年問われている重要課題について、日本・西欧・イスラーム法との比較などから、宋代法こそ普遍的であり、明清の法が却って異常であるとの論点も示された。宋代には法としても慣習としても存在したものが明代以降慣習としては存在しつつ法令から消えていった例も提出された。日本律令制度期に影響を与えた中国法は、唐の律令格式であるが、ことに中国において、滋賀教授が提唱したごとく、宋代は律令変成期であり、宋代法典は中国法制史上類例を見ない、詳細かつ具体的な民事的法律を持つ、特異なものであり、また実際に裁判は多く法律に準拠して行われた。本研究の結果、この中国史上異例とも言える宋代の法文化の背景に、（1）明の里老人制下では全国統一の民事法は必要なかった、（2）明清代は正義・平衡が実現できれば法でも情でも理でもよかった、（3）しかし宋朝は唐宋変革の後に誕生したので、国家の統一を図り、社会に新たに生じた諸問題を解決する際には人（官僚）ではなくの法の強制力に依拠せざるを得なかった、（4）明清の社会は宋代に比べて成熟してきたので、解決の落としどころを見つけやすかった、（5）明清の国家中央権力は地方官（親民官）に地方政治を任せて自分たちは府以下のことから身を引いた、という理解を共有し得た。

（2）従来日本史研究者が見落としていたことであるが、日本の「永仁徳政令」、および初期の武家法『御成敗式目』に見える第8条の知行年紀法などは、宋代『清明集』等に見られる戸令とほぼ同じである。また越訴規定も宋代法との関連が予想される。武家法成立

に果たした京都の法務官僚や日宋交流に果たした仏教僧の影響を考慮に入れるなら、これまでの日本中世の武家法は日本独自のものであるという考えの蓋然性は、非常に低くなった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計10件)

①青木敦「第四章 中国経済史研究に見る土地希少化論の伝統」査読無、大島真理夫編『土地希少化と勤勉革命の比較史』(ミネルヴァ書房、pp.165-210、2009)

②上杉 和彦「明治大学図書館所蔵『青蓮院文書』-中世文書を中心に-」査読無、『駿台史學』136、2009、pp.1-20

③高橋芳郎「再論南宋「兒女分産」法」査読無、中央研究院史語所『法制史研究』13、2008、pp.43-68

④上杉 和彦「前九年・後三年合戦と源家」査読無、『別冊歴史読本』32-33、2007、pp.62-67

⑤青木 敦「監司と台諫-宋の地方官監察制度に見られる二つの型-」査読有、『東方学』114、2007、pp.48-67

⑥王 瑞来「中国における皇帝権力の実態再考：北宋の徽宗朝政治を中心に」査読無、『学習院史学』45、2007-03、pp.123-128

⑦小川 快之「宋代長江中下流域における農業と訴訟」査読無、『宋代史研究会研究報告』8、2006、pp.27-37

⑧青木 敦「宋元代江西撫州におけるある一族の生存戦略」査読無、(井上徹、遠藤隆俊編)『宋-明宋族の研究』汲古書院、27、2006、pp.95-122

⑨青木 敦「開発・地価・民事的法規-『清明集』に見える若干の土地典売関係法をめぐって」査読無、『待兼山論叢』40、2006、pp.1-48

⑩王 瑞来「科擧停廢的歴史-立足於元代的考察」査読無、『科擧制的終結與科擧學的興起』華中師範大学出版社、2006、pp.155-156

〔学会発表〕(計15件)

①青木 敦 2010年1月16日 講演会「ジョーンズ『経済成長の世界史』と宋代中国経済の諸側面」(早稲田大学現代政治経済研究所：東京)

②青木 敦 2010年1月11日 東洋文庫「前近代中国の法と社会」班「宋代特別法の収集と整理 一景德『農田敕』を主として一」(慶應義塾大学：東京)

③青木 敦 2009年8月23日 座談会「宋人の生真面目さについて」企画・司会(第35回(2009年度)宋代史研究会夏合宿(長野県長野市戸隠 越志旅館))

④青木 敦 2009年8月4日 XVth World Economic History Congress in Utrecht International Workshop, "Institutionalism in Sung Legal Culture: What's unique and What's not about Chinese Way of Land Transaction" (オランダ、ユトレヒト大学)

⑤青木 敦 2009年3月14日 International Workshop, "Historical Analysis of Market Order and Institutions in China: Market Order in China Reconsidered" (慶應義塾大学三田キャンパス：東京) "Institutionalism in Adjudications on Land Claims in Sung China: Relativizing Ming-Ch'ing Model of Market Order" (English)

⑥青木 敦 2008年8月21日 法文化班 2008年度研究報告会「宋朝の法文化と経済制度」(共催：基盤研究(B)「宋代社会経済史語彙解釈のデータベース化」)(東洋文庫：東京)「南宋の民事的法規概観」

⑦青木 敦 2007年12月8日 中国史学会第57回学術発表会「東아시아文化史の理解」(韓国、全州大学校)(報告)「有關宋代判語中出現的民事法律與其意義」(中国語)

⑧青木 敦 2007年3月10日 ISMC 研究会(青山学院大学ガウチャービル：東京)(報告)「ニーダム・パズルと中国近世論(『歴史学研究』821号の「近世化」特集に寄せて)」

⑨青木 敦 2006年12月17日 法文化班主催国際シンポジウム「宋代法文化研討会 in 台北」(台北市・逸邨旅館)(報告)「岸本美緒「土地市場と「找價回贖」問題」を読み宋代法典の特殊性に及ぶ」(由岸本美緒「土地市場與找價回贖」問題一文、論宋代法典的特殊性) (中国語)

⑩青木 敦 2006年12月17日 法文化班主催国際シンポジウム「宋代法文化研究会 in 台北」(台北市・逸邨旅館)(報告)「宋代の民事的法律条文の構造と日本の中世武家法」(宋代民事法条の結構與日本中世武家法)(中国語)

⑪青木 敦 2006年12月17日「趣旨説明」(法文化班主催国際シンポジウム「宋代法文化研究会 in 台北」(台北市・逸邨旅館))(中国語)

⑫青木 敦 2006年12月11日 台湾・清華大学・歴史系(報告)「宋代民事法律の整理與其特色」(宋代史料研読会)(中国語)

⑬青木 敦 2006年12月9日「十二世紀地方勢力中の王朝角色 — 從金宋石刻、官印史料談起」(中国語)(宋代石刻史料の研析其応用方法研読会、花蓮・東吳大學:台湾)(第四場・主持人)(中国語)

⑭青木 敦 2006年12月9日「宋代石刻史料の研析其応用方法研読会」(花蓮・東華大學:台湾)(報告)「十二世紀地方勢力中の王朝角色 — 從金宋石刻、官印史料談起」(中国語)

⑮青木 敦 2006年10月19日 大阪大学文学部座談会「中国経済史検討会」「“健訟”的經濟論—最近日本の中国経済秩序論的動向」(中国語):大阪府豊中市

[図書](計5件)

- ① 小川 快之『伝統中国の法と秩序』汲古書院, 2009 170 ページ
- ② 高橋 芳郎『訳注『名公書判清明集』官吏門・賦役門・文事門』北海道大学出版会, 2008 252 ページ
- ③ 上杉 和彦『源平の争乱』”吉川弘文館. 2007 267 ページ
- ④ 高橋 芳郎『訳注『名公書判清明集』戸婚門』創文社. 2006 652 ページ
- ⑤ 王 瑞来『中国史略』DTP 出版. 2006 635 ページ

[その他]
ホームページ等

<http://salon.gooside.com/gyouseki.html>
http://t_links.at.infoseek.co.jp/

6. 研究組織

(1) 研究代表者

青木 敦 (AOKI ATSUSHI)
大阪大学・文学研究科・准教授
研究者番号: 90242492

(2) 研究分担者

津田 芳郎 (TSUDA YOSHIRO)
(旧姓:高橋 芳郎 (TAKAHASHI YOSHIRO))
(H21 まで)
北海道大学・大学院文学研究科・教授
研究者番号: 30091474

王 瑞来 (WANG RUILAI)
学習院大学・東洋文化研究所・客員研究員
研究者番号: 90286245

上杉 和彦 (UESUGI KAZUHIKO)
明治大学・文学部・教授
研究者番号: 00203420

(3) 連携研究者

なし

(4) 研究協力者

小川 快之 (OGAWA YOSHIYUKI)
埼玉大学・教養学部・非常勤講師
研究者番号: 10400798

劉 馨瑤 (LIU HSINCHUN)
台湾・台湾国立嘉義大学・助理教授
研究者番号なし